

通信連絡 補足資料

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.12 通信連絡設備

10.12.2 重大事故等時

10.12.2.1 概 要

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。

通信連絡設備の系統概要図を第 10.12-1 図に示す。

10.12.2.2 設計方針

(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、通信連絡設備（発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有）を設ける。

a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡

発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）として衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を使用する。

緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「SPDS」という。）を使用する。

重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。

重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、SPDSのうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。

緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。

携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交

換することにより 7 日間以上継続して通話ができる設計とする。

S P D S のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。

S P D S のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び S P D S データ表示装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。

重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及び S P D S については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・衛星電話設備（固定型）
- ・衛星電話設備（携帯型）
- ・無線連絡設備（携帯型）
- ・携行型有線通話装置
- ・ S P D S
- ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備）
- ・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備）
- ・緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）

その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有

計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を使用する。

重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。

緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電機を使用しており、別の端末又は予備の充電機と交換することにより 7 日間以上継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。

携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。

緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型有線通話装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・衛星電話設備(固定型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)
- ・衛星電話設備(携帯型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)
- ・無線連絡設備(携帯型) (東海発電所及び東海第二発電所共用)
- ・携行型有線通話装置
- ・常設代替高圧電源装置(10.2 代替電源設備)
- ・可搬型代替低圧電源車(10.2 代替電源設備)
- ・緊急時対策所用発電機(東海発電所及び東海第二発電所共用) (10.9 緊急時対策所 重大事故等時)

その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

(2) 発電所外(社内外)の通信連絡を行うための設備

重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備(発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するための通信設備(発電所外)として、通信連絡設備(発電所外(社内外))の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計測等を行った特に重要なパ

ラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有）を設ける。

a. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡

発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。

発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を使用する。

重大事故等が発生した場合に発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。

重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備を、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。

中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。

緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型），データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P 電話，I P - F A X）は，非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。

衛星電話設備（携帯型）の電源は，充電機を使用しており，別の端末又は予備の充電機と交換することにより 7 日間以上継続して通話ができ，使用後の充電機は，代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。

緊急時対策支援システム（E R S S）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての，衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P 電話及びI P - F A X）及びデータ伝送設備については，固縛又は転倒防止措置を講じる等，基準地震動による地震力に対し，機能喪失しない設計とする。

具体的な設備は，以下のとおりとする。

- ・衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）
- ・衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P 電話及びI P - F A X）（東海発電所及び東海第二発電所共用）
- ・データ伝送設備
- ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備）
- ・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備）
- ・緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）

その他，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有

計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として，衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）を使用する。

重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として，衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し，衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は，屋外に設置したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。

中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は，非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。

緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。

衛星電話設備（携帯型）は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。

緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）
- ・衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）
- ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備）
- ・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備）
- ・緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）

その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に

関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。

非常用ディーゼル発電機，常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車については，「10.2 代替電源設備」に示す。

緊急時対策所用発電機については，「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」に示す。

10.12.2.2.1 多様性，位置的分散

基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。

衛星電話設備（固定型）は，送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，常設代替高圧電源装置，可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は，中央制御室及び緊急時対策所内に設置することにより送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は，送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，充電機を使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は，緊急時対策所内に保管することにより送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電

話機， P H S 端末及び F A X）に対して位置的分散を図る設計とする。

携行型有線通話装置の電源は，送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及び F A X）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，乾電池を使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及び F A X）に対して多様性を有する設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は，中央制御室及び緊急時対策所内に保管することにより送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及び F A X）に対して位置的分散を図る設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム， I P 電話及び I P - F A X）は，電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及び F A X），加入電話設備（加入電話及び加入 F A X）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，緊急時対策所用発電機からの給電により使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及び F A X），加入電話設備（加入電話及び加入 F A X）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））に対して多様性を有する設計とする。

S P D S 及びデータ伝送設備は，非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替高圧電源装置，可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。

衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型），無線連絡設備（携帯型），携行型有線通話装置， S P D S，データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム， I P 電話及び I P - F A X）

は、異なる通信方式を使用し、多様性を有する設計とする。

電源設備のうち常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車の多様性及び位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に示す。電源設備のうち緊急時対策所用発電機の多様性については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」に示す。

10.12.2.2.2 悪影響防止

基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、SPDS及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

10.12.2.2.3 共用の禁止

基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

通信連絡設備は、発電所の区分けなく通信連絡することで、通信連絡を迅速に行うことができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。

これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とする。

10.12.2.2.4 容量等

基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。

衛星電話設備（固定型）は、重大事故等時において発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。

衛星電話設備（携帯型）は、重大事故等時において発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。

無線連絡設備（携帯型）は、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。

携行型有線通話装置は、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。

S P D Sは、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。

データ伝送設備は、重大事故等時において発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。

S P D SのうちS P D Sデータ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P－F A X）は、重大事故等時において発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。

10.12.2.2.5 環境条件等

基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。

衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

衛星電話設備（固定型）は、設置場所で操作が可能な設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、使用場所で操作が可能な設計とする。

携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管するとともに、屋内で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

携行型有線通話装置は、使用場所で操作が可能な設計とする。

SPDSのうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

SPDSのうちデータ伝送装置は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。

SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、緊急時対策所建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。

SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、設置場所で操作が可能な設計とする。

データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

データ伝送設備は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X）は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X）は、設置場所で操作が可能な設計とする。

10.12.2.2.6 操作性の確保

基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。

衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話、I P - F A X）は、重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。

衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。

衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、人が携行して移動し、付属のスイッチにより使用場所での操作が可能な設計とする。

携行型有線通話装置は、端末である携行型有線通話装置、中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換

も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。

S P D S 及びデータ伝送設備は、重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。

S P D S のうちデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。

S P D S のうち S P D S データ表示装置は、付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。

10.12.2.3 主要設備及び仕様

通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第 10.12-2 表及び第 10.12-3 表に示す。

10.12.2.4 試験検査

基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。

衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、S P D S、データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及び I P - F A X）は、原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。

第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様

(1) 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線	衛星系回線
個 数	一式

(2) SPDS

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 計装設備（重大事故等対処設備）
- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

a. データ伝送装置

使用回線	有線系回線及び無線系回線
個 数	一式

b. 緊急時対策支援システム伝送装置

使用回線	有線系回線及び衛星系回線
個 数	一式

c. SPDSデータ表示装置

個 数	一式
-----	----

(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所（通常運転時等）
- ・緊急時対策所（重大事故等時）
- ・通信連絡設備（通常運転時等）
- ・通信連絡設備（重大事故等時）

a. テレビ会議システム

使用回線	有線系回線及び衛星系回線
個 数	一式

b. IP電話

使用回線	有線系回線又は衛星系回線
個 数	一式

c. IP-FAX

使用回線	有線系回線又は衛星系回線
個 数	一式

(4) データ伝送設備

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所（通常運転時等）
- ・緊急時対策所（重大事故等時）
- ・通信連絡設備（通常運転時等）
- ・通信連絡設備（重大事故等時）

a. 緊急時対策支援システム伝送装置

使用回線	有線系回線，衛星系回線
個 数	一式

第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様

(1) 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線	衛星系回線
個 数	一式

(2) 無線連絡設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線	無線系回線
個 数	一式

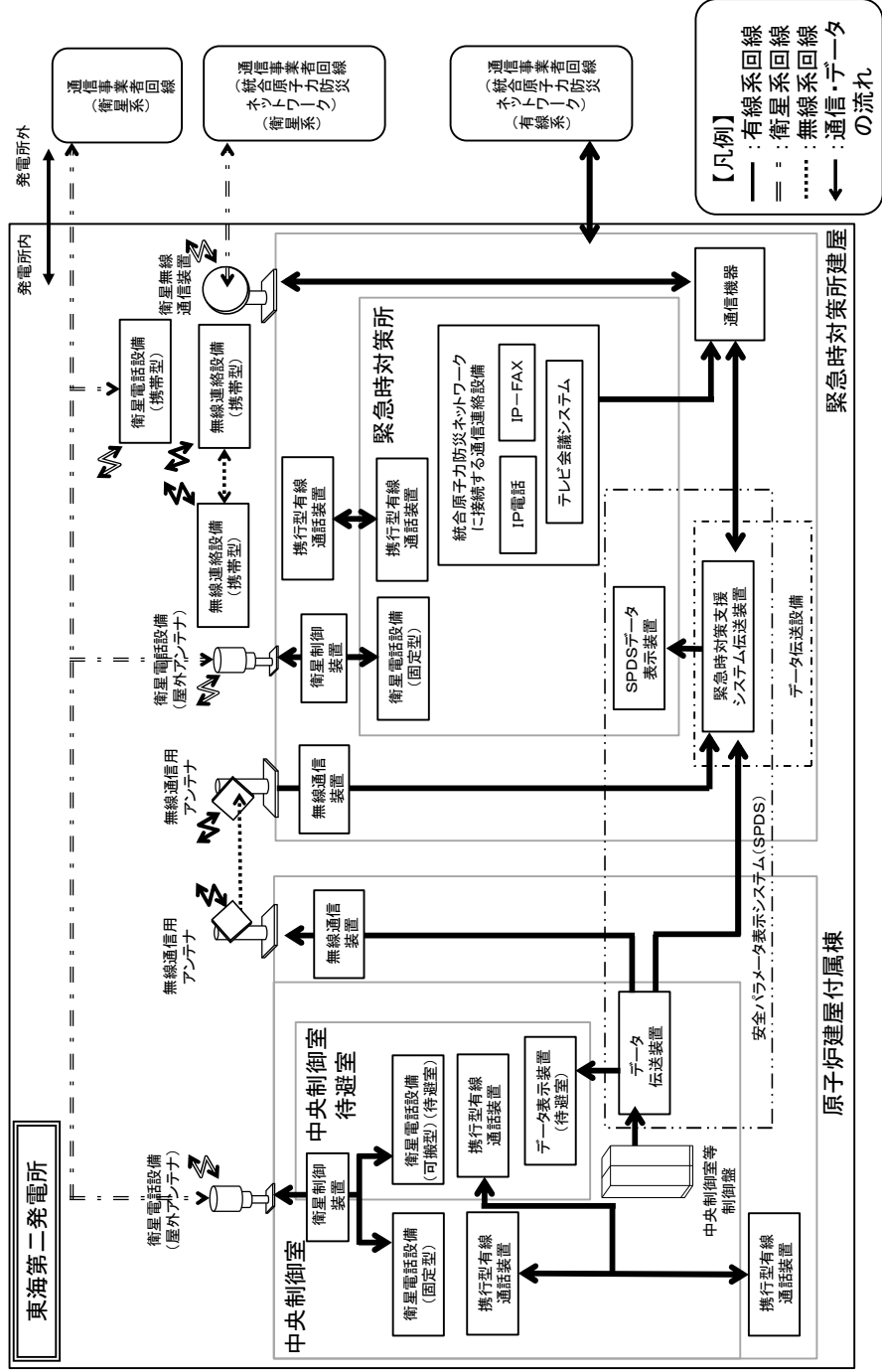
(3) 携行型有線通話装置

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）

・通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線	有線系回線
個 数	一式



第10.12-1図 通信連絡設備の系統概要図

(発電所内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び

計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内外の必要な場所での共有)

3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】

【設置許可基準規則】

(通信連絡を行うために必要な設備)

第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。
 - a) 通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること

3.19.2.1.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 携行型有線通話装置

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 有線系回線

個数 一式

設置場所 原子炉建屋付属棟地下1, 2階, 1, 3, 4階, 屋上
原子炉建屋原子炉棟地下1, 2階, 1, 2, 3, 4, 5, 6階
原子炉建屋廃棄物処理棟地下1階, 1, 3階
緊急時対策所建屋1, 2, 3階

保管場所 中央制御室（原子炉建屋付属棟3階）,
緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

(2) 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 衛星系回線

個数 一式

3. 19. 2. 1. 2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 携行型有線通話装置

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 有線系回線

個数 一式

設置場所 原子炉建屋付属棟地下1, 2階, 1, 3, 4階, 屋上
原子炉建屋原子炉棟地下1, 2階, 1, 2, 3, 4, 5, 6階
原子炉建屋廃棄物処理棟地下1階, 1, 3階
緊急時対策所建屋1, 2, 3階

保管場所 中央制御室（原子炉建屋付属棟3階）,
緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

(2) 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 衛星系回線

個数 一式

取付箇所 中央制御室（原子炉建屋付属棟3階），
緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

(3) 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所（通常運転時等）
- ・緊急時対策所（重大事故等時）
- ・通信連絡設備（通常運転時等）
- ・通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 衛星系回線

個数 一式

設置場所 屋外

保管場所 緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

(4) 無線連絡設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所（通常運転時等）
- ・緊急時対策所（重大事故等時）
- ・通信連絡設備（通常運転時等）
- ・通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 無線系回線

個数 一式

設置場所 屋外

保管場所 緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

3.19.2.1.3.3 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項
への適合方針

(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項一）

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。

衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる個数を設置する設計とする。

また、重大事故等時において、対応する送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）が使用できない状況において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を設置する設計とする。

衛星電話設備（固定型）の設置数は、発電所内の通信連絡として、中央制御室と緊急時対策所及び屋外との操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各重大事故シーケンスで使用する場合の必要な個数と常設設備であるが自主的に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用を加え、一式を設置する設計とする。

(62-6-11)

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項二）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。

衛星電話設備（固定型）は、発電所の区分けなく通信連絡することで、通信連絡を迅速に行うことができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。

衛星電話設備（固定型）は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項三）

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等

3.19.2.2.2 主要設備の仕様

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 衛星系回線

個 数 一式

取付箇所 緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

(2) 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

使用回線 衛星系回線

個 数 一式

使用場所 屋外

保管場所 緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

- (3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所（通常運転時等）
- ・ 緊急時対策所（重大事故等時）
- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

a. テレビ会議システム

使用回線	有線系回線及び衛星系回線
個数	一式
取付箇所	緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

b. IP電話

使用回線	有線系回線又は衛星系回線
個数	一式
取付箇所	緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

c. IP-FAX

使用回線	有線系回線又は衛星系回線
個数	一式
取付箇所	緊急時対策所（緊急時対策所建屋2階）

- (4) データ伝送設備

兼用する設備は以下のとおり。

- ・ 通信連絡設備（通常運転時等）
- ・ 通信連絡設備（重大事故等時）

点検時の予備を加え、一式を設置する設計とする。

(62-6-4)

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項二）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等について」に示す。

通信設備（発電所外）のうち衛星電話設備（固定型）に対する設置許可基準第43条第2項二への適合方針は、「3.19.2.1.3 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項二）」に示す。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）は，発電所の区分けなく通信連絡することで，通信連絡を迅速に行うことができ，安全性の向上が図れることから，東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。

統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議シス

テム、IP電話及びIP-FAX)は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とする。

62-1

SA 設備基準適合性一覽表

62-1-1

62-6

容量設定根拠

62-6-1

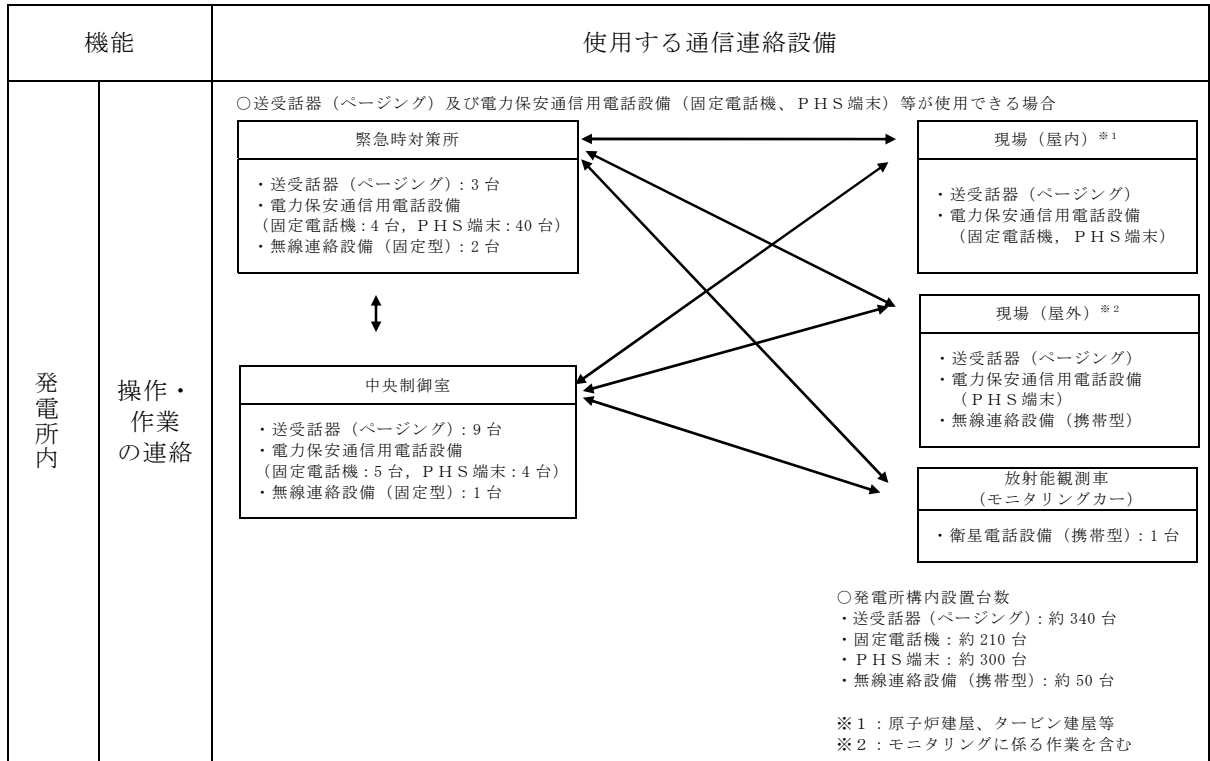
機能毎に必要な通信設備（発電所内）

機能		使用する通信連絡設備	
発電所内	退避の指示	<p>緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受話器（ページング）：3台 ・電力保安用通信用電話設備（固定電話機：4台，PHS端末：40台） ・無線連絡設備（固定型）：2台 ・衛星電話設備（固定型）：6台 	<p>中央制御室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受話器（ページング）：9台 ・電力保安用通信用電話設備（固定電話機：5台，PHS端末：4台） ・無線連絡設備（固定型）：1台 ・衛星電話設備（固定型）：2台
		<p>現場（屋内）^{※1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受話器（ページング） ・電力保安通信用電話設備（PHS端末） 	<p>現場（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受話器（ページング） ・電力保安通信用電話設備（PHS端末） ・無線連絡設備（携帯型） ・衛星電話設備（携帯型）
		<p>中央制御室等から発電所内への退避の指示等は，送受話器（ページング）で行う。</p> <p>送受話器は，ブザー鳴動により発電所内の人に避難指示等を行う警報機能とハンドセットを使用して音声で中央制御室から発電所内の人に避難指示等を行う機能があり，ブザー鳴動による避難指示等は，原子炉自動停止等が発生した場合に，運転員等に原子炉自動停止確認・処置及び退避を指示するために使用する。</p> <p>また，送受話器（ページング）の機能を喪失するような保守作業を行う際は，代替手段として電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS端末）等により，運転員等に必要な連絡を行う。</p>	
		<p>○発電所構内設置台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送受話器（ページング）：約340台 ・PHS端末：約300台 ・無線連絡設備（携帯型）：約50台 ・衛星電話設備（携帯型）：11台 	
		<p>※1：原子炉建屋、タービン建屋等</p>	

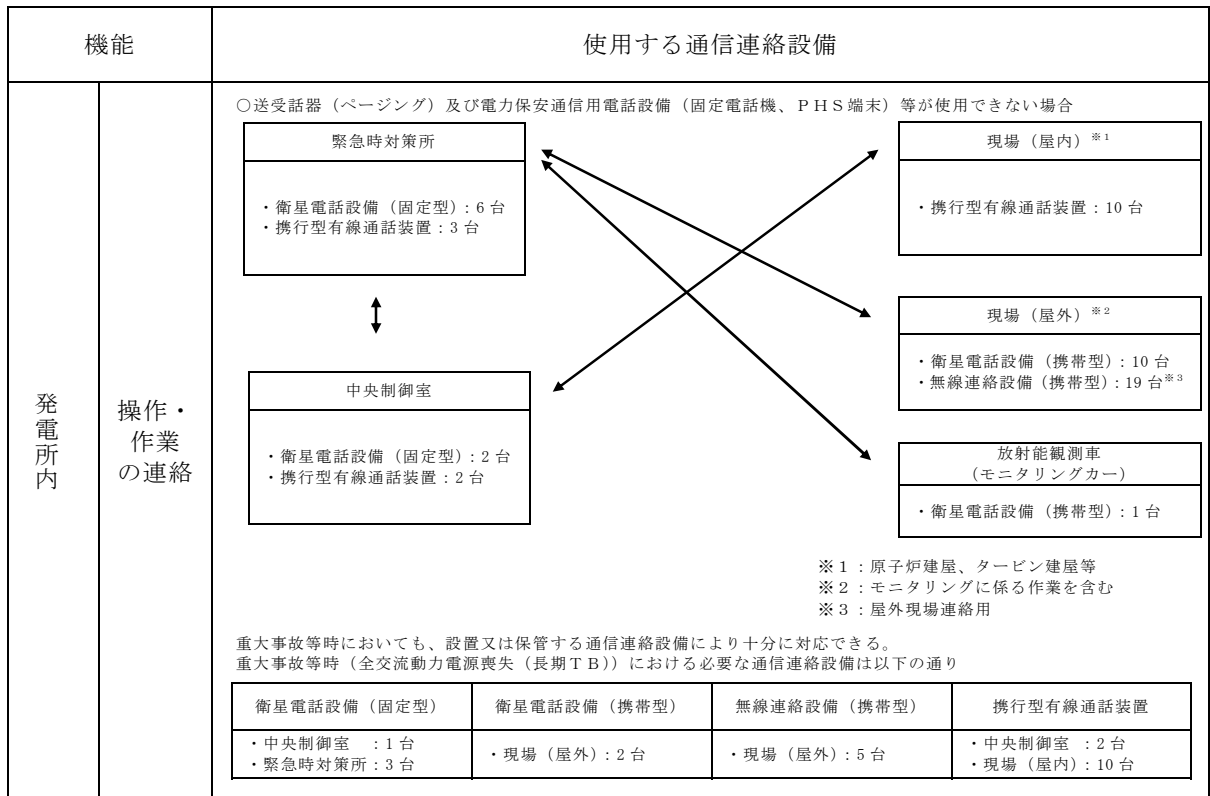
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-6-1 図 機能ごとに必要な通信設備（発電所内）（1 / 2）

○「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図



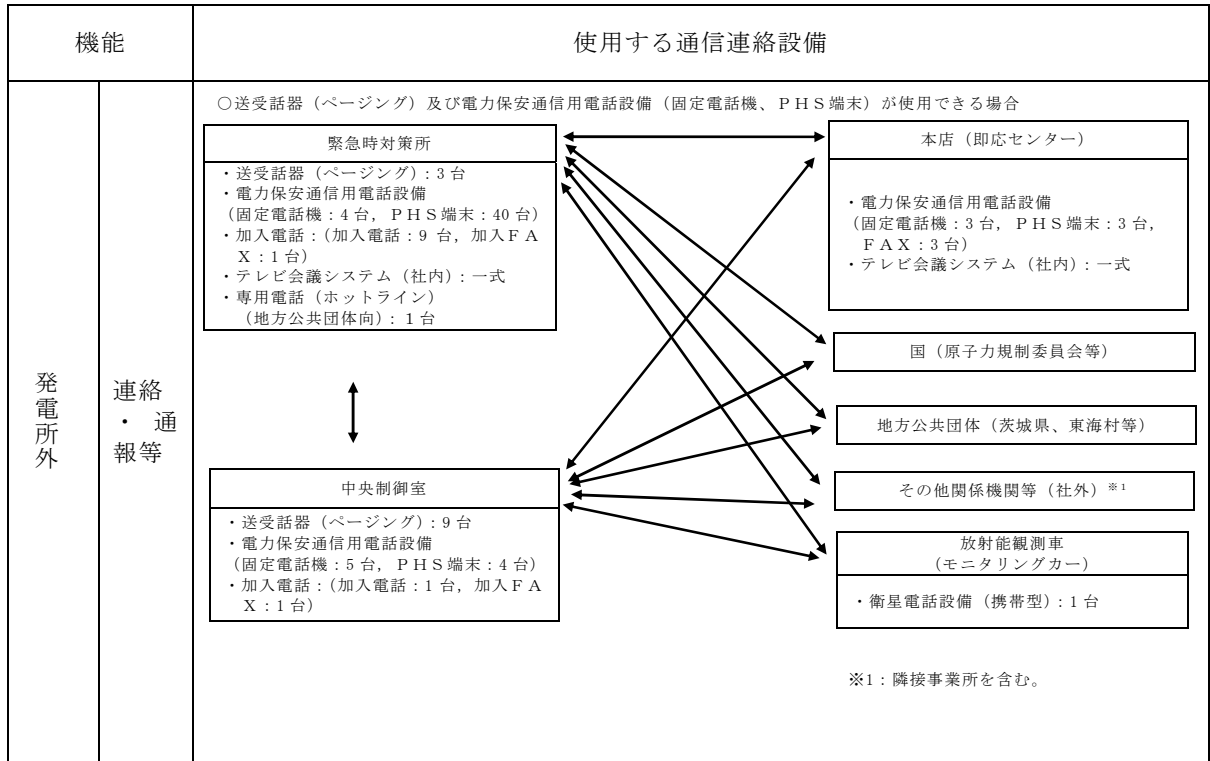
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。



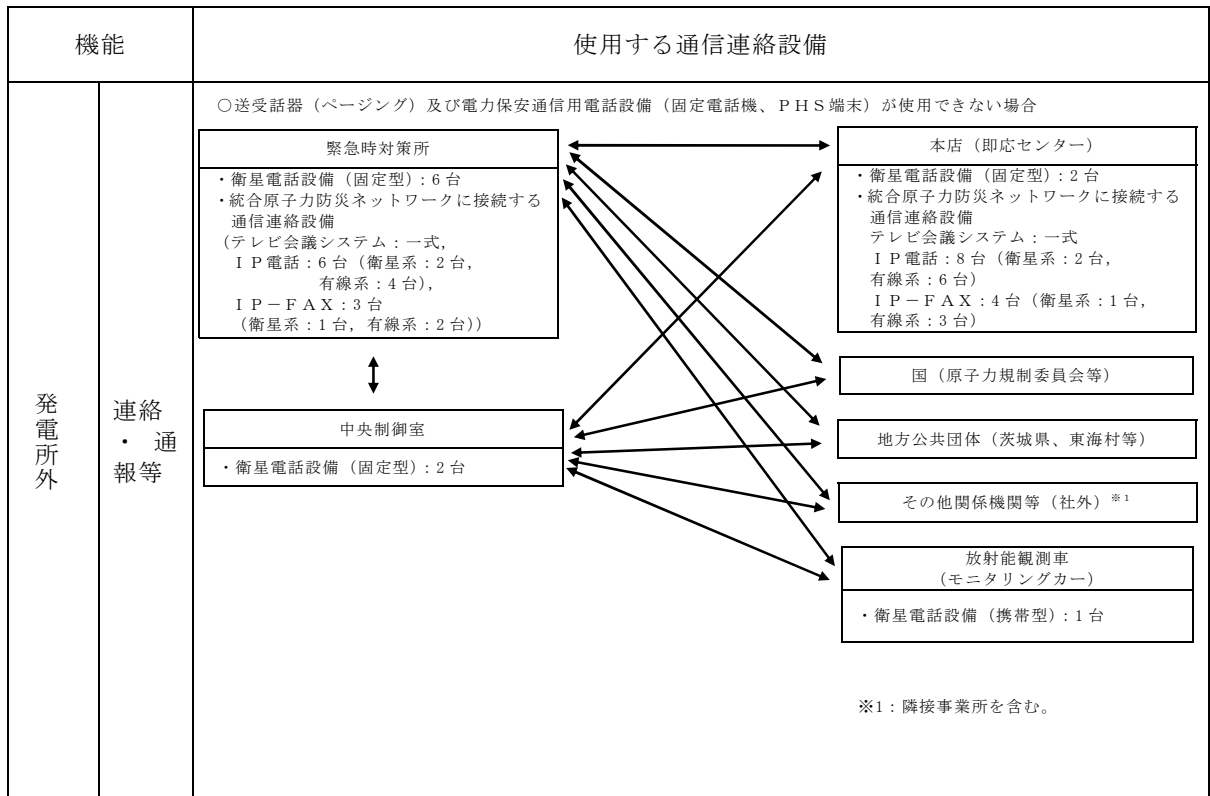
・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-6-2 図 機能ごとに必要な通信設備（発電所内）（2 / 2）

○「操作・作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図



・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。



・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-6-3 図 機能ごとに必要となる通信設備（発電所外）

○「連絡・通報等」における通信連絡の指揮系統図

携行型有線通話装置等の使用方法及び使用場所

通常使用している所内の通信連絡設備が使用できない場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、以下の通信連絡設備を使用する。

○携行型有線通話装置

中央制御室に保管する携行型有線通話装置は、中央制御室と各現場（屋内）に布設している専用通信線を用い、携行型有線通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルドラムを布設することにより中央制御室と各現場（屋内）間の必要な通信連絡を行うことが可能な設計とする。

なお、専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない箇所に設置し、溢水時においても使用可能な設計とする。

通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、中央制御室及び現場（屋内）にて対応する運転員及び重大事故等対応要員のうち運転操作対応要員は各自 1 個を携行し使用する。なお、運転員と合流する重大事故等対応要員のうち運転操作対応要員が使用する携行型有線通話装置は、合流する運転員が中央制御室より携行する。

○衛星電話設備（固定型）

中央制御室及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、中央制御室と緊急時対策所間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。

また、屋外の災害対策要員は衛星電話設備（携帯型）を使用することにより緊急時対策所と現場（屋外）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。

通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、中央制御室と緊急時対策所間として各 1 個、緊急時対策所と現場（屋外）間として緊急時対策所に 1 個使用する。

○衛星電話設備（携帯型）

緊急時対策所に保管する衛星電話設備（携帯型）は、現場（屋外）と緊急時対策所間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。

通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、現場（屋外）と緊急時対策所間連絡用として屋外の災害対策要員の作業ごとに各 1 個を作業班長が携行し使用する。

○無線連絡設備（携帯型）

緊急時対策所に保管する無線連絡設備（携帯型）は、現場（屋外）間の必要な通信連絡を行うことができる設計とする。

通信連絡設備の必要台数は、有効性評価における各重要事故シーケンスで使用する台数とし、現場（屋外）間連絡用として屋外の災害対策要員は各自 1 個を携行し使用する。

携行型有線通話装置を用いた通信連絡の概要及び衛星電話設備（固定型）等を用いた通信連絡の概要について第 62-6-4 図及び第 62-6-5 図に示す。

また、携行型有線通話装置を使用する通話場所の例を第 62-6-1 表、各重要事故シーケンスで使用する携行型有線通話装置及び衛星電話設備等の台数を第 62-6-2 表及び第 62-6-3 表に示す。

第 62-6-1 表 携行型有線通話装置を使用する通話場所の例

(重大事故シーケンス 全交流動力電源喪失時 (長期 T B) の例)

作業・操作内容	作業・操作場所	
不要負荷の切り離し操作	原子炉建屋付属棟 1 階	C / S 電気室
受電前準備	原子炉建屋付属棟 地下 1, 2 階	C / S 電気室
原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 4 階	北西通路
原子炉建屋内系統構成 (原子炉注水)	原子炉建屋原子炉棟 3 階	MS I V 保守室
原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 2 階	南側通路
原子炉建屋内系統構成 (格納容器スプレイ)	原子炉建屋原子炉棟 1 階	南側通路

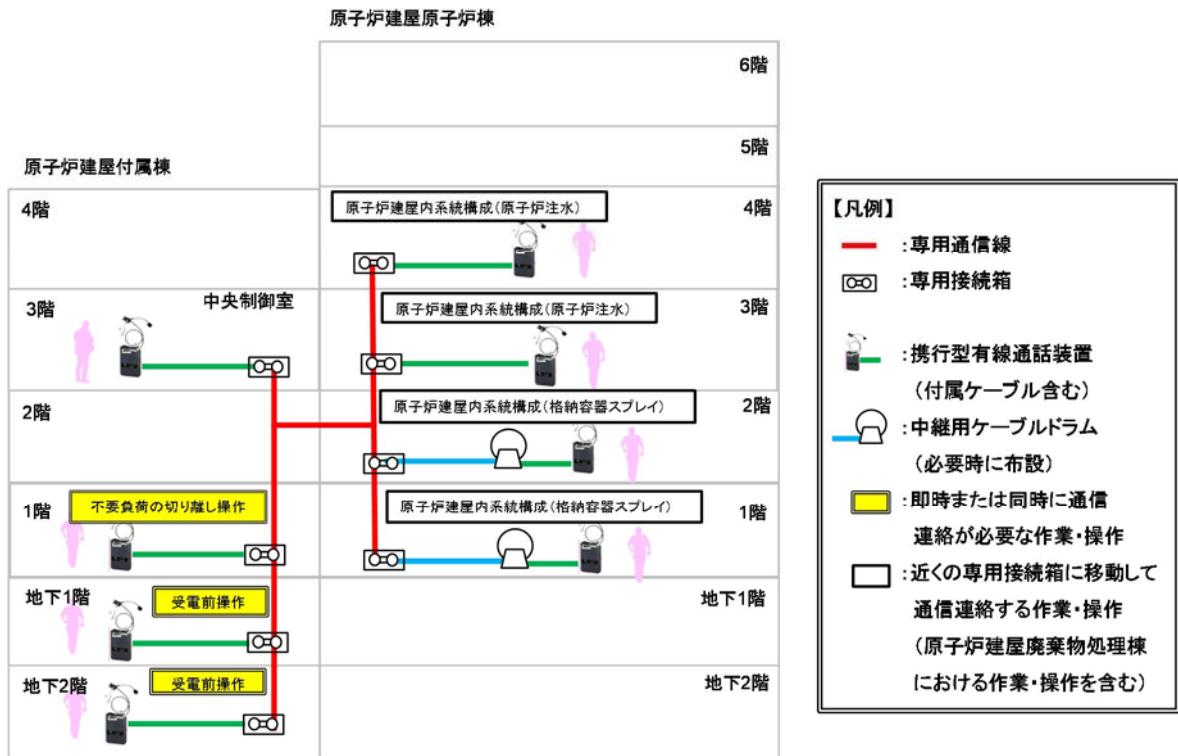


携行型有線通話装置



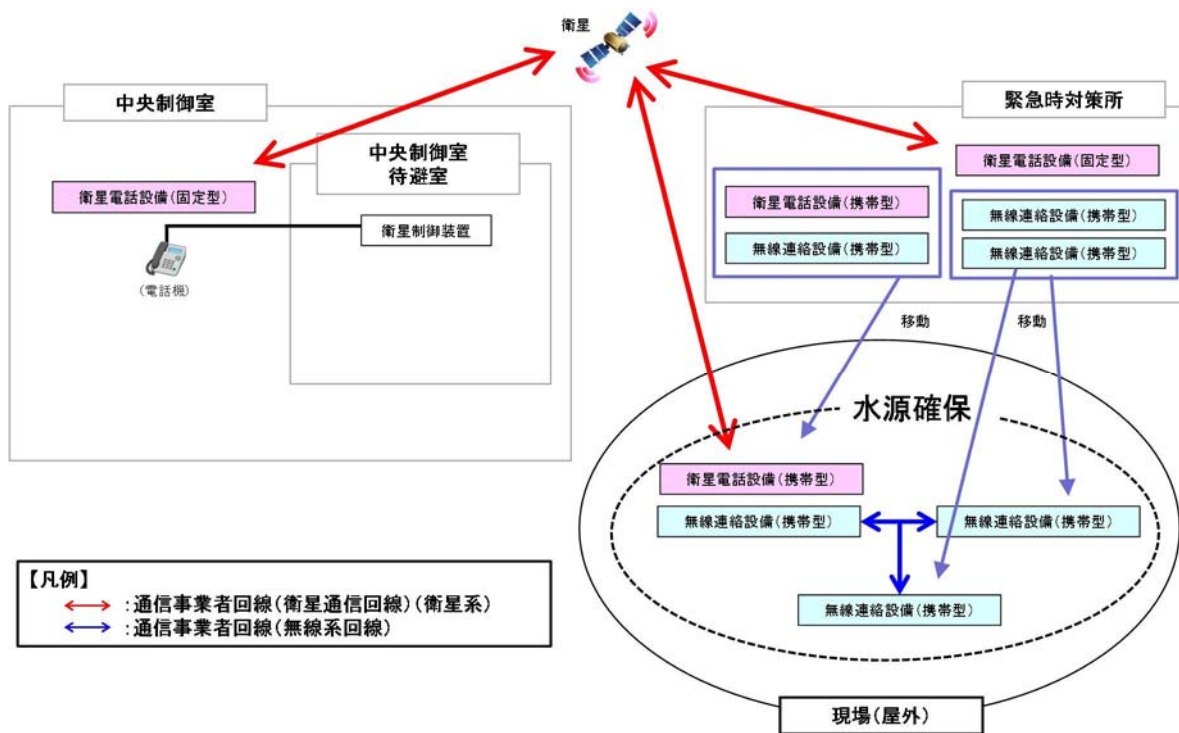
中継用ケーブルドラム

・写真については、一部イメージを含む。



・使用方法等は今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。

第 62-6-4 図 携行有線通話装置を用いた通信連絡の概要
(重要事故シーケンス 全交流動力電源喪失 (長期 T B) の例)



第 62-6-5 図 衛星電話設備（固定型）等を用いた通信連絡の概要

第 62-6-2 表 各重大事故シークエンスで使用される携帯型有線通話装置の台数

各重大事故シークエンス	使用場所	原子炉建屋付属棟		原子炉建屋 原子炉棟 —：作業無	原子炉建屋 廃棄物処理棟 —：作業無	計 (注 1)
		中央制御室 —：作業無	—：作業無			
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 (炉心の著しい損傷防止)	①-1 高圧・低圧注水機能喪失	2	—	—	3	5
	①-2 高圧注水・減圧機能喪失	—	—	—	—	—
	①-3-1 全交流動力電源喪失 (長期 T B)	2	2	8	—	12
	①-3-2 全交流動力電源喪失 (T B D, T B U)	2	2	8	—	12
	①-3-3 全交流動力電源喪失 (T B P)	2	2	8	—	12
	①-4-1 崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	2	2	—	—	4
	①-4-2 崩壊熱除去機能機能 (残留熱除去系が故障した場合)	2	—	—	3	5
	①-5 原子炉停止機能喪失	—	—	—	—	—
重大事故 (原子炉格納容器の破損の防止)	①-6 LOCA 時注水機能喪失	2	—	—	3	5
	①-7 格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)	2	—	4	—	6
	①-8 津波浸水による注水機能喪失	2	2	8	—	12
	②-1-1 蒸気気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用する場合)	2	2	—	—	4
	②-1-2 蒸気気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)	2	2	—	3	7
	②-2 高圧溶融物放出 / 格納容器雰囲気直接加熱	2	2	—	3	7
	②-3 原子炉圧力容器外の溶融燃料—冷却材相互作用	2	2	—	3	7
	②-4 水素燃焼	2	2	—	3	7
使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故 (使用済燃料貯蔵槽内の燃料破損の防止)	②-5 溶融炉心・コンクリート相互作用	2	2	—	3	7
	③-1 想定事故 1	—	—	—	—	—
	③-2 想定事故 2	—	—	—	—	—
	④-1 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)	2	2	—	—	4
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 (運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止)	④-2 全交流動力電源喪失	2	2	—	—	4
	④-3 原子炉冷却材の流出	—	—	—	—	—
	④-4 反応度の誤投入	—	—	—	—	—

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
 (注 1)：中央制御室へ現場用 (中央制御室必要分含め) として 12 台 (予備 1 台) を保管するため、重大事故等においても対応できる。

第 62-6-3 表 各重大事故シナシケンスで使用する衛星電話設備等の台数

各重大事故シナシケンス	使用場所 設備	屋内 (中央制御室) 一：作業無		屋内 (緊急時対策所) 一：作業無		屋外 一：作業無	
		衛星電話設備 (固定型) (注1)	衛星電話設備 (固定型) (注1)	衛星電話設備 (固定型) (注1)	衛星電話設備 (携帯型) (注2)	衛星電話設備 (携帯型) (注2)	無線連絡設備 (携帯型) (注3)
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 (炉心の著しい損傷防止)	①-1	高圧・低圧注水機能喪失	1	3	2	5	
	①-2	高圧注水・減圧機能喪失	-	-	-	-	
	①-3-1	全交流動力電源喪失 (長期 T.B)	1	3	2	5	
	①-3-2	全交流動力電源喪失 (T.B.D, T.B.U)	1	3	2	5	
	①-3-3	全交流動力電源喪失 (T.B.P)	1	3	2	5	
	①-4-1	崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	-	-	-	-	
	①-4-2	崩壊熱除去機能 (残留熱除去系が故障した場合)	1	3	2	5	
	①-5	原子炉停止機能喪失	-	-	-	-	
	①-6	LOCA時注水機能喪失	1	3	2	5	
	①-7	格納容器バイパス (インターフェイスシステム LOCA)	-	-	-	-	
	①-8	津波浸水による注水機能喪失	1	3	2	5	
	②-1-1	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用する場合)	-	-	-	-	
		蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却系を使用できない場合)	1	3	2	5	
	②-2	高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	-	-	-	-	
原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用		-	-	-	-		
②-3	水素燃焼	-	-	-	-		
②-4	溶融炉心・コンクリート相互作用	-	-	-	-		
③-1	想定事故 1	1	3	2	5		
③-2	想定事故 2	1	3	2	5		
④-1	崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)	-	-	-	-		
	全交流動力電源喪失	-	-	-	-		
	原子炉冷却材の流出	-	-	-	-		
	反応度の誤投入	-	-	-	-		

・台数については、今後、訓練等を通して見直しを行う可能性がある。
 (注 1) : 中央制御室へ 2 台、緊急時対策所へ 6 台 (予備 1 台) を設置するため、重大事故等においても対応できる。
 (注 2) : 緊急時対策所へ 11 台 (予備 1 台) を保管するため、重大事故等においても対応できる。
 (注 3) : 緊急時対策所へ 19 台 (予備 1 台) を保管するため、重大事故等においても対応できる。

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3 / 4 号炉	東海第二発電所	備考
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。</p> <p>通信連絡設備の概略系統図を第 10.12.1 図から第 10.12.2 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを共有するための通信設備（発電所内）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）として衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第 10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを共有するための通信設備（発電所内）として、通信連絡設備（発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有）を設ける。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）として衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携帯型有線通話装置を使用する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS データ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「SPDS」という。）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）及び携帯型有線</p>	<p>設備の相違（玄海 34 固有であり記載不要。以降「※1」）</p> <p>記載表現の相違（規制要求表現との整合）</p> <p>設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>記載表現の相違（技術的能力との整合及び他条との横並び）</p> <p>記載表現，機器名称の相違（東二においては，個々の機器の記載とすることを常設及び可搬機器名称は統合せず分割し記載。）</p> <p>記載表現，機器名称の相違（東二に記載表現，機器名称の相違（東二においては，機能上，3 つの機器で 1 のため，系統名称記載。KK67 同様）<KK67 との相違> KK67 では SPDS は，b. 項として分割しまとめて記載しているが，東二の技術的能力では 1 項で統合記載しており整合図り 1 項での記載。</p> <p>記載表現，設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、SPDSデータ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策棟内内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができ設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、SPDSのうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができ設計とする。</p> <p>携帯型有線通話装置の電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>中央制御室及び緊急時対策所両方に設置する機器と緊急時対策所のみの機器を書き分け明確化図った。（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>20171102 ヒアリングコメント反映</p> <p>手順・設備の相違（※1。東二は、屋外⇄屋内の連絡手段を衛星（携帯）⇄衛星（固定）としており無線連絡設備（固定型）は不要。以降「※2」）</p> <p>補足：アンテナへの接続は、今後設置する機器であり“接続する”として方針を記載。</p> <p>（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載内容の相違（使用する代替電源は記載することとしている。他条との横並び。以降「※3」）記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※1，※2。東二においては、DGに接続している）他条文横並び</p> <p>（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備・運用の相違（※1。東二においては、手段として衛星電話設備（携帯型）等の本体（端末）そのものを交換する選択もあり記載。KK67同様。以降「※4」）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（代替電源から給電できる電源であることを明記）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：リアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）） （3号及び4号炉共用） 無線連絡設備（無線通話装置（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用） 携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（3号及び4号炉共用） 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） SPDS データ表示装置（3号及び4号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） 緊急時対策所用 発電機車（3号 及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有</p>	<p>SPDSのうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場において、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及びSPDSについては、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型） （東海発電所及び東海第二発電所共用） 衛星電話設備（携帯型） （東海発電所及び東海第二発電所共用） 無線連絡設備（携帯型） （東海発電所及び東海第二発電所共用） 携行型有線通話装置 SPDS 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） 可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） 緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有</p>	<p>充電及び乾電池を用いる機器の明確化のため書き分け（10/10 ヒアリングコメント反映） （10/10 ヒアリングコメント反映） 記載表現、設備名称の相違 記載内容の相違（※3） 記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※1。東二において、DGに接続している。以降「※5」）（10/10 ヒアリングコメント反映） 他条文横並び 記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1） 設備名称の相違 記載内容の相違（※3） 設備の相違（※1） 他条文横並び 記載表現の相違（他条との整合） 記載表現、設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては</p>	<p>備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより</p>	<p><KK67 との相違> KK67 では「(1)a.通信連絡設備（発電所内）と同じである。」として、当該項の設備記載を省略しているが、東二においては、a. は技術的能力との整合を図った結果、SPDS も含むことから、省略せず記載。玄海34同様。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所両方に設置する機器と緊急時対策所のみの機器を書き分け明確化図った。（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）</p> <p>補足：アンテナへの接続は、今後設置する機器であり“接続する”として方針を記載。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）記載内容の相違（※3）（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※2、※5）（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違運用の相違（※4）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：リアリંગメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>は、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）（3号及び4号炉共用） 無線連絡設備（無線通話装置（固定型、携帯型）（3号及び4号炉共用） 携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（3号及び4号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） 緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）の通信連絡に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、以下の通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p>	<p>より7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 無線連絡設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 携行型有線通話装置 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） 可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） 緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、通信連絡設備（発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有）を設ける。</p> <p>a. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p>	<p>充電池及び乾電池を用いる機器の明確化のため書き分け（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>設備の相違（※1）</p> <p>他条文横並び 記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違（規制要求表現との整合）</p> <p>設備構成の相違（東二においては接続はERSSのみ。ERSS以外へのデータ伝送は別システムにて実施。） 記載表現の相違（技術的能力との整合及び他条との横並び）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3 / 4 号炉	東海第二発電所	備考
<p>設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p>	<p>（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を使用する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>設備構成の相違（東二においては接続は ERSS のみ。ERSS 以外へのデータ伝送は別システムにて実施。） <KK67 との相違>KK67 ではデータ伝送設備は、b. 項として分割してまとめて記載しているが、東二の技術的能力では1項で統合記載しており整合図り1項での記載。</p>
<p>重大事故等が発生した場合に発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場合と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場合と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）は、緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>運用の相違（※1、東二においては、運用上、中央制御室の衛星電話設備（固定型）を用いて所外に連絡できる運用を整備。以降「※6」） 両方に設置するため「及び」が適切であり修正（10/10 ヒアリングコメント反映）</p>
<p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備を、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p>	<p>設備構成の相違（東二においては接続は ERSS のみ。ERSS 以外へのデータ伝送は別システムにて実施。） 記載表現、設備名称の相違</p>
<p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>補足：アンテナへの接続は、今後設置する機器であり“接続する”として方針を記載。</p> <p>運用の相違（※6）（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>他条文横並び</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム(ERSS)へのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）） （3号及び4号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（3号及び4号炉共用） 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） 緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉 共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）、データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能ない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能ない設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型） （東海発電所及び東海第二発電所共用） 衛星電話設備（携帯型） （東海発電所及び東海第二発電所共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX） （東海発電所及び東海第二発電所共用） データ伝送設備 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） 可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） 緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1、※5） （10/10 ヒアリングコメント反映） 他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（※4）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（前述統合記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（前述統合記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（東二においては接続はERSSのみ。ERSS以外へのデータ伝送は別システムにて実施。）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（※3）</p> <p>他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3 / 4 号炉	東海第二発電所	備考
<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所 共有するため、衛 星携帯電話設備及び統合原子力防災ネット ワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社 内外）の必要な場所 共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備 を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統 合原子力防災ネット ワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対 策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続 することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内 に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合におい て、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給 電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、 予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制 御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電すること ができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪 失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対 策所用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所 共有するため、衛 星携帯電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合 原子力防災ネット ワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外） の必要な場所 共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型） を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネ ット ワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）は、 緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用 できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用デ ィーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設 備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車か ら給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネット ワークに接 続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）は、非常用交流電源 設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合におい ても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池 と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備か らの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とす る。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>＜KK67 との相違＞KK67 では「(2)a.通信連絡設備（発電所外）」として、当該項の設 備記載を省略しているが、東二にお いては、a. は技術的能力との整合 を図った結果、データ伝送設備も含 むことから、省略せず記載。玄海 34 同様。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・ 運用の相違（※6） 両方に設置するため「及び」が適切 であり修正（10/10 ヒアリングコメ ント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>補足：アンテナへの接続は、今後設 置する機器であり“接続する”とし て方針を記載。</p> <p>運用の相違（※6） （10/10 ヒアリングコメント反映） 他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・ 設備構成の相違（※1、※5） 運用の相違（※6）（10/10 ヒア リングコメント反映）他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の 相違（※4）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇 所の相違（前述統合記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）（3号及び4号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（3号及び4号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） 緊急時対策所用 発電機車（3号 及び4号炉 共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。ディーゼル発電機については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機車については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX） 常設代替高压電源装置（10.2 代替電源設備） 可搬型代替低压電源車（10.2 代替電源設備） 緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>非常用ディーゼル発電機、常設代替高压電源装置及び可搬型代替低压電源車については、「10.2 代替電源設備」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」に示す。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。 他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違。 他条文横並び</p> <p>記載箇所の相違（後述統合記載）</p> <p>他条文横並び</p>
<p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。中央制御室内に設置する衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）並びに原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に</p>	<p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。衛星電話設備（固定型）は、送受話器（ペー징）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高压電源装置、可搬型代替低压電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用する</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）記載内容の相違（※3）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7 同様。10/13 ヒアリング</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）、SPDSデータ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、多重性を有する代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。電源設備の多重性については「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p>	<p>ることにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>グコメント反映）。電源設備の多様性等は後段でまとめて記載。</p> <p>設計基準事故対処設備との位置的分散を記載（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）電源設備の多様性等は後段でまとめて記載。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1，※2）設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備との位置的分散を記載（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p>
<p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電機又は乾電池を使用することで、ディーゼル発電機に対して多様性を持つ設計とする。</p>	<p>携行型有線通話装置の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））に対して多様性を有する設計とする。</p>	<p>設計基準事故対処設備との位置的分散を記載（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDS データ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>10.12.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、発電所内外の通信連絡をする必要</p>	<p>SPDS及びデータ伝送設備は、非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代替高压電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、SPDS、データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、異なる通信方式を使用し、多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備のうち常設代替高压電源装置及び可搬型代替低圧電源車の多様性及び位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に示す。電源設備のうち緊急時対策所用発電機の多様性については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」に示す。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、SPDS及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>通信連絡設備は、発電所の区分けなく通信連絡することで、通信連絡を迅速に行うことができ、安全性の向上が図れることから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設計とする。</p> <p>10.12.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のあ</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。記載内容の相違（※3）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（※3） （10/10 ヒアリングコメント反映） 他条文横並び</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（単独で使用可能設備であり当該内容を記載）</p> <p>表現の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、発電所内の通信連絡をするために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p>	<p>場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、重大事故等時において発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>携帯型有線通話装置は、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>SPDSは、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、重大事故等時において発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、重大事故等時において発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p>	<p>運用の相違（単機プラントのため共有はない）</p> <p>設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（単機プラントのため共有はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（単機プラントのため共有はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>発電所内用と発電所外用を明確に書き分けて他機器と整合を図った。（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1、※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・運用の相違（※1、緊急時対策所内保管に保管する。KK67同様。）</p>
<p>10.12.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で行える設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策棟内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で行える設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は</p>	<p>10.12.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設置場所で行える設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、使用場所で行える設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1、※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・運用の相違（※1、緊急時対策所内保管に保管する。KK67同様。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、建屋内及び屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>携帯型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管するとともに、屋内で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>携帯型有線通話装置は、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、緊急時対策建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P - F A X）は、設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違（前述統合記載） (10/10) ヒアリングコメント反映</p> <p>記載表現、設備名称の相違。（10/10） ヒアリングコメント反映） 設備・運用の相違（※1、屋内⇄屋外は衛星により連絡） 記載表現、設備名称の相違。 記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）記載箇所の相違（操作の無いことを明記） 20171102 ヒアリングコメント反映</p> <p>20171102 ヒアリングコメント反映</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（操作の無いことを明記） 設備の相違（※1） 記載表現、設備名称の相違。</p>
<p>10.12.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話、I P - F A X）は、重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携帯型有線通話装置は、重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計とす</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3 / 4 号炉	東海第二発電所	備考
<p>使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携帯型通話設備は、端末と中継コードの接続をプラグ接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるように、通信連絡をする必要のある場所に確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用した発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第 10.12.2 表及び第 10.12.3 表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDS データ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>る。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、人が携行して移動し、付属のスイッチにより使用場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、端末である携行型有線通話装置、中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができることにも、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>SPDS 及びデータ伝送設備は、重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用する設計とする。</p> <p>SPDS のうちデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS のうちSPDS データ表示装置は、付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。 衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、SPDS、データ伝送装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）は、原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（東二においては、専用接続箱を使用しており記載。KK67 同様）（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載内容の相違（試験検査時期の明確化。他条との整合）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 衛星携帯電話（固定型） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 無線通話装置（固定型） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(4) SPDS データ表示装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p>	<p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) SPDS 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） a. データ伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個 数 一式 b. 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線</p>	<p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。</p> <p>設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（共用として使用しない）</p> <p>記載表現の相違（両方で使用出来る機器は“及び”で記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>個 数 一式</p> <p>(5) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>設備名 テレビ会議システム</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>設備名 IP 電話</p> <p>使用回線 有線系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>設備名 衛星通信装置（電話）</p> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p>	<p>個 数 一式</p> <p>c. SPDSデータ表示装置</p> <p>個 数 一式</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>a. テレビ会議システム</p> <p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>b. IP電話</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>c. IP-FAX</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>a. 緊急時対策支援システム伝送装置</p> <p>使用回線 有線系回線、衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p>	<p>記載表現、設備名称の相違（両方で使用出来る機器は“及び”で記載。いずれか他方に限定される機器は“又は”で記載。他条との整合）。</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

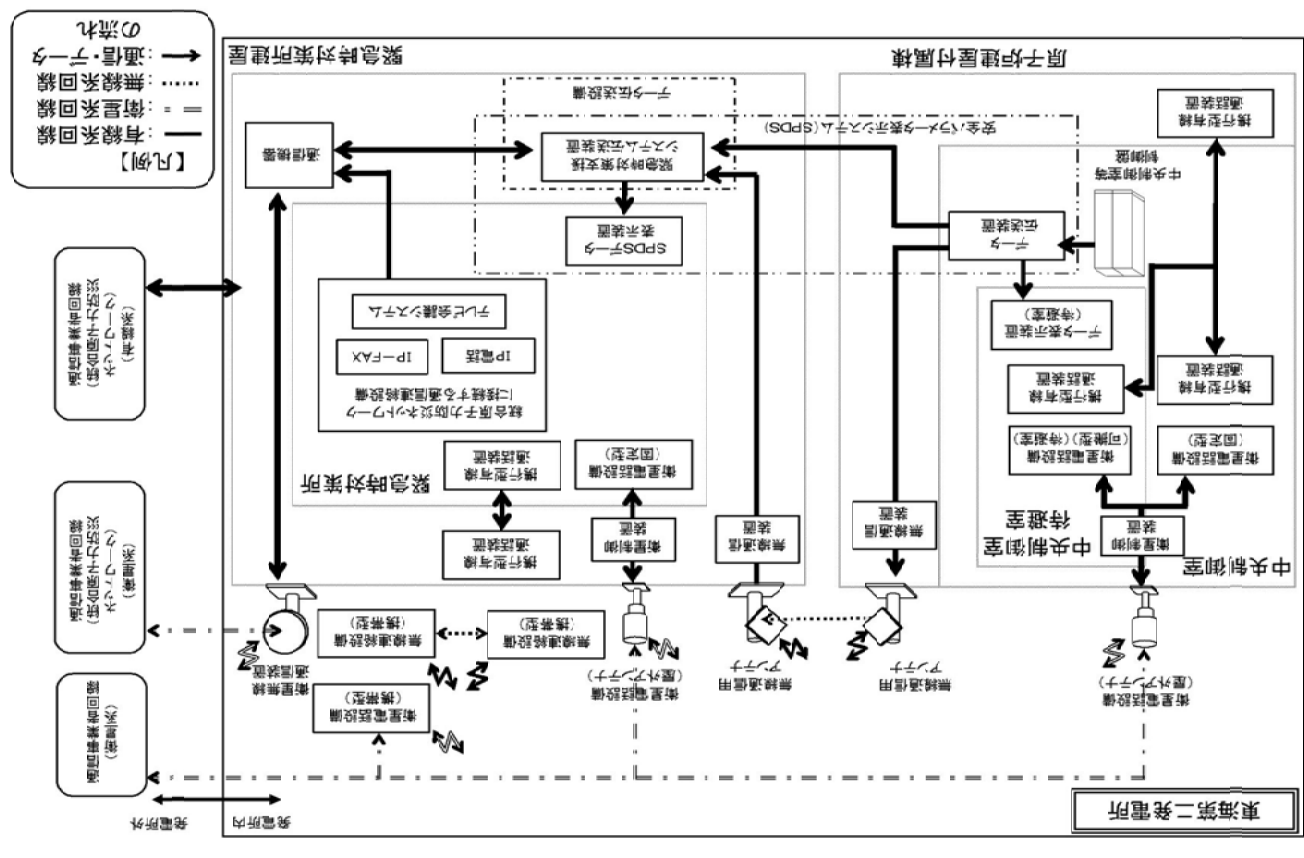
玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 衛星携帯電話（携帯型） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 無線通話装置（携帯型） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) 携帯型通話装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 携帯型有線通話装置 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p>	<p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) 携行型有線通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p>	<p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（共用として使用しない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

備考

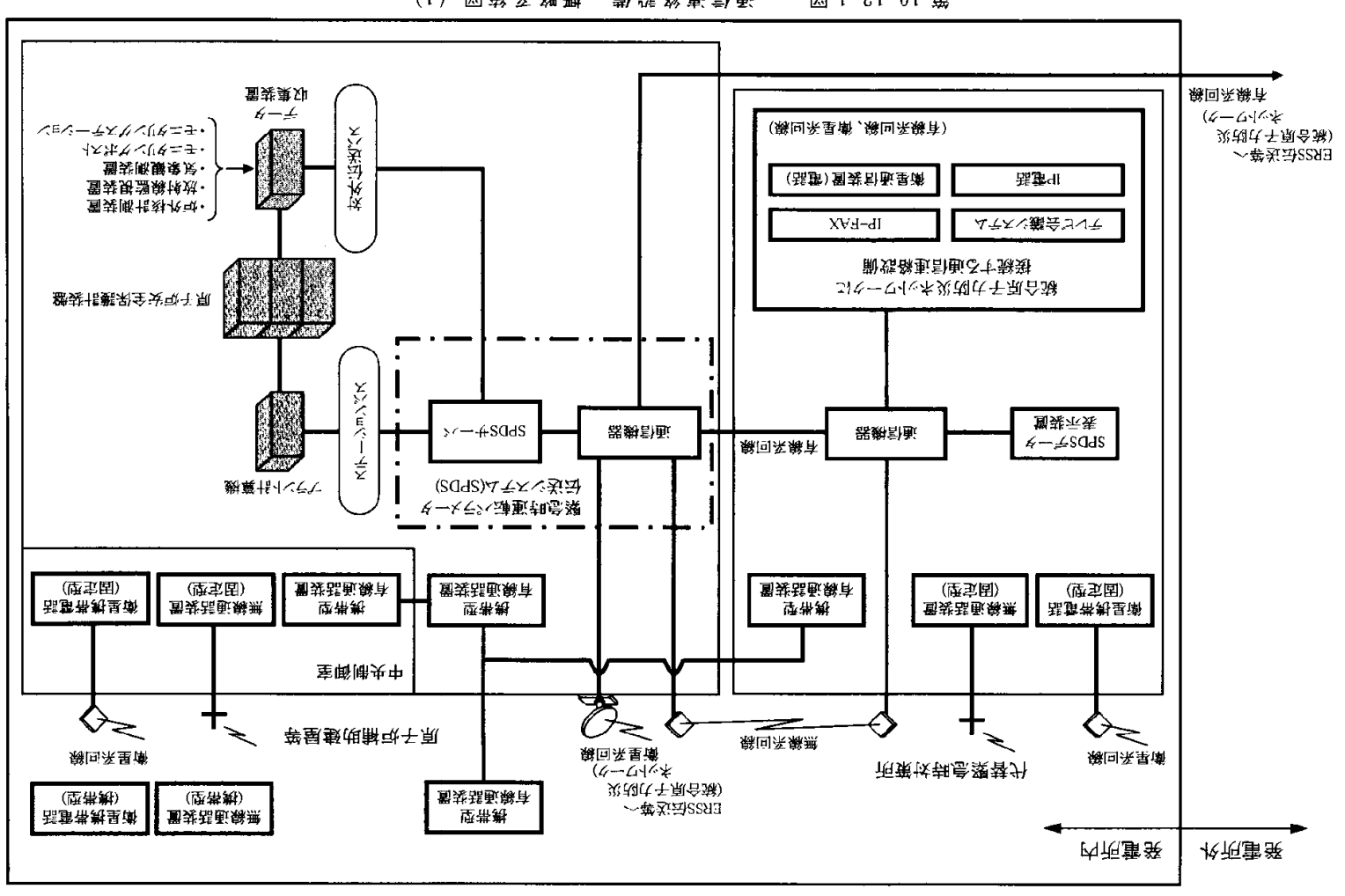
記載表現、設備名称の相違（他条及び技術的能力との整合）。
 設備・設備構成・運用の相違

東海第二発電所



第10.12-1図 通信連絡設備の系統構成図
 (発電所内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計画等を行った特に重要なパラメータを発電所内外の必要な場所での共有)

玄海原子力発電所 3/4号炉



第10.12.1図 通信連絡設備 概略系統図(1)

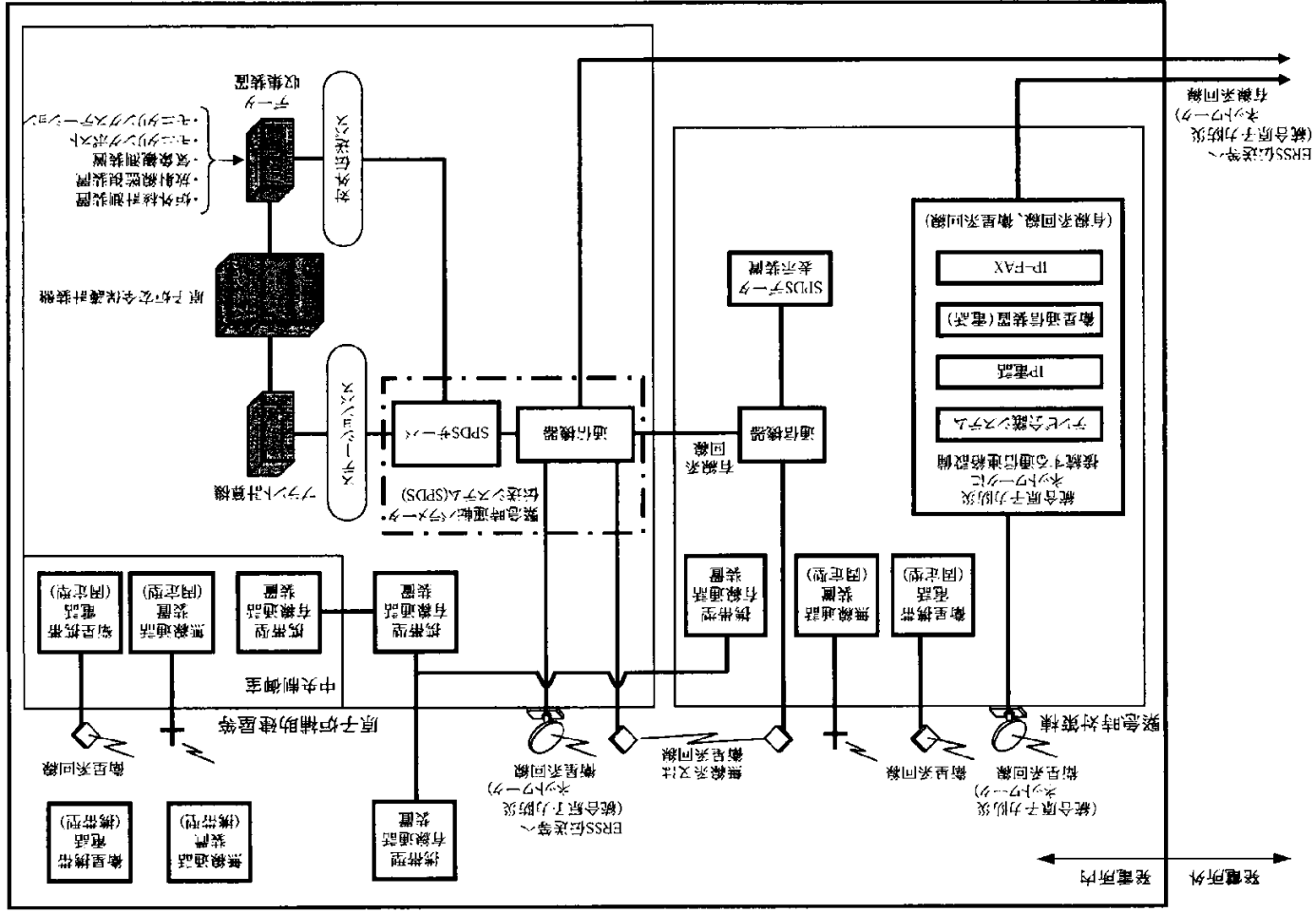
玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：6.2条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉

東海第二発電所

備考



第10.12.2図 通信庫設備備 構築系図(2)